

インターネット等を活用した信用調査の調達

株式会社日本政策金融公庫が使用する「インターネット等を活用した信用調査」の調達先を、以下のとおり募集します。

1 業務内容

- (1) 株式会社日本政策金融公庫中小企業事業本部および農林水産事業本部（以下「公庫」という。）への借入に係る相談先および申込先又は取引先に係る下記に示す調査業務
- イ インターネット情報（SNS、悪評、トラブル情報等の定性情報）
 - ロ 公的機関情報（決算公告、訴訟、行政処分、入札指名停止等の定性情報）
 - ハ 信用調査会社による独自情報
- (2) 公庫の取引先に係る下記に示すモニタリング業務
- イ インターネット情報（SNS、悪評、トラブル情報等の定性情報）
 - ロ 公的機関情報（決算公告、訴訟、行政処分、入札指名停止等の定性情報）
 - ハ 信用調査会社による独自情報
- (3) 前（1）、（2）について、調査日時点を起点とした最新の情報であること

2 提供方法

インターネット上で情報提供のこと。ただし、各種データは、ウェブサイトでの画面表示に加えて、Excel 又はPDF形式のファイルとしてダウンロード可能とすること。

なお、ウェブサイトの利用ライセンスは各事業本部にて1名分ずつ利用する。ただし、上記に示すExcel 又はPDF形式のファイルについては、ダウンロード後、公庫内のライセンス非保有者にも共有可能とすること。

3 納入期限

項番1（1）に示す業務における調査内容の納入期限は、原則として公庫の発注日から起算して5営業日以内とする。ただし、公庫が了解した場合に限り、当該案件について5営業日を超える日を納入期限とすることができる。

項番1（2）に示す業務における納入期限は、原則として公庫の発注日から起算して7営業日以内とする。ただし、公庫が了解した場合に限り、当該案件について7営業日を超える日を納入期限とすることができる。

4 契約期間

契約締結日から令和5年6月30日まで

5 料金等

(1) 料金

イ 項番1（1）すべての項目を委託する場合の1件（社）あたりの基本料金を定める。

ロ 項番 1 (2) の業務については、利用社数を 250 社とし年間利用料を定める。

なお、詳細は《参考》に記載のとおりとする。

(2) 追加料金

項番 1 (1) の調査において、反社会的勢力の調査を追加依頼する場合は、確認する対象（企業および人物）について、調査対象ごとに 500 円（税抜）を基本料金とは別に追加料金として支払う。

6 委託費の請求

項番 1 (1) の業務に係る委託費の請求にあたっては、請求書とともに、その内訳の分かる資料として委託案件別の明細表（調査対象、請求金額（基本料金・追加料金）、追加料金の内容）を併せて送付する。

項番 1 (2) の業務に係る委託費の請求にあたっては、契約締結後速やかに請求書を送付する。

7 参加資格等

(1) 過去 3 年間（平成 31 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日まで）に、金融機関・官庁等から経済情報データにかかる受注実績があること。

(2) 次の各項に該当しない者であること。

イ 契約を締結する能力を有しない者、破産者で復権を得ない者及び反社会的勢力に該当する者

ロ 公庫の契約に関し、次の各号のいずれかに該当すると認められたときから公庫が定めた 3 年以内の期間を経過しない者

(イ) 契約の履行に当たり故意に工事、製造その他役務を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。

(ロ) 公正な競争の執行を妨げたとき、又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。

(ハ) 契約者が契約を結ぶこと又は契約を履行することを妨げたとき。

(ニ) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。

(ホ) 正当な理由がなくして契約を履行しなかったとき。

(ヘ) 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき。

(ト) この項（この号を除く。）の規定により一般競争に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人、その他の使用人として使用したとき。

ハ 参加申込書及びその添付書類に虚偽の記載をした者

(3) 経営の状況又は信用度が極端に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者

(4) 会社更生法に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続の申立てがなされている者でないこと。

(5) 参加申込書及び参加資格確認資料の提出期限の日から契約締結までの期間に、公庫から契約規則に基づく契約資格喪失措置を受けていない者

(6) その他公庫が不相当と認めた者でないこと。

8 参加申込方法

公募に参加を希望する者は、令和 4 年 6 月 20 日（月）15 時 00 分までに、項番 9 に示す提出書類を項番 10 の申込・問合せ先へ、項番 11 の提出方法にて提出すること。

9 提出書類

(1) 参加申込書

(2) 項番 1 (1) および (2) に示す業務内容の成果物サンプル (様式適宜)

(3) 参加資格があることを証明する書類

イ 法人登記簿謄本 (申込前 3 ヶ月以内に発行されたもの (原本))

ロ 財務諸表 (直近 2 期分)

ハ 法人税 (法人の場合)、所得税 (個人の場合)、消費税及び地方消費税に係る納税証明書 (その 3) 又は同 (その 3 の 2) 若しくは同 (その 3 の 3)

ニ 受注実績証明書

ホ 誓約書

(注) イ、ロ及びハは、令和 04・05・06 年度全省庁統一入札参加資格の資格審査結果通知書の写しをもってかえることができる。

(4) 見積書 (様式適宜)

10 申込・問合せ先

〒100-0004

東京都千代田区大手町 1 丁目 9 番 4 号 大手町フィナンシャルシティノースタワー
株式会社日本政策金融公庫 管財部契約課

担 当 : 神田 淳子

電 話 : 03-3270-1552

F A X : 03-3270-1441

11 提出方法

持参又は郵送による。

持参の場合には、項番 10 における「日本公庫エントランス 1 階総合受付」で公庫担当名及び当該案件の公募参加申込書等を持参した旨を伝えること。

郵送による場合は、簡易書留郵便により、申込期限必着で送付すること。

12 その他

(1) 参加者は、提出した書類、添付書類等について説明を求められた時はこれに応じなければならない。

(2) 書類等の作成及び提出にかかる費用は、提出者の負担とする。

(3) 提出された書類は、返却しない。

(4) 提出された書類の差し替え及び再提出は認めない。

《参考》

委託期間 (契約締結日から令和 5 年 6 月 30 日) における委託予定件数は、各事業において次のとおり。

・中小企業事業本部においては、項番 1 (1) に示した業務は 1,300 件、項番 1 (2) に示した業務は、150 社分とする。

・農林事業本部においては、項番 1 (1) に示した業務は 200 件、項番 1 (2) に示した業務は 100 社分とする。

令和 年 月 日

参加申込書

株式会社日本政策金融公庫
管財部長 本西 正人 殿

郵便番号

住所

商号又は名称
代表者氏名

代表者印

株式会社日本政策金融公庫が令和4年6月7日付けで公告した「インターネット等を活用した信用調査の調達」の公募に参加することを希望します。

○連絡先

- (担当部署)
- (担当者名)
- (電話番号)
- (FAX 番号)
- (E-MAIL)

受注実績証明書

株式会社日本政策金融公庫
管財部長 本西 正人 殿

住所

商号又は名称

代表者氏名

代表者印

本件にかかる「参加資格」について、以下のとおり適合することを証明いたします。

参加資格	合否判定の根拠となる事由
<p>(受注実績) 過去3年間（平成31年4月1日から令和4年3月31日まで）に、金融機関・官庁等から経済情報データにかかる受注実績があること。</p>	<p>[条件を満たす実績を記載すること。]</p> <p>契約名： _____</p> <p>発注者： _____</p> <p>納入日： _____</p> <p>※契約書の添付は不要です（必要に応じて、後日提出を求める場合があります。）。</p>

令和 年 月 日

株式会社日本政策金融公庫
管財部長 本西 正人 殿

住 所

商号又は名称

代表者氏名

代表者印

誓 約 書

今般、株式会社日本政策金融公庫が行う「インターネット等を活用した信用調査の調達」に係る公募（令和4年6月7日付け公告）関し、「7 参加資格等」にある下記項目の全てを満たすことを誓約するとともに、万一、後日、不正な行為等が判明した場合は、貴公庫のとられる処置には一切異議の申し立ては行いません。

記

- 1 次の各項に該当しない者であること。
 - (1) 契約を締結する能力を有しない者、破産者で復権を得ない者及び反社会的勢力に該当する者
 - (2) 公庫の契約に関し、次の各号のいずれかに該当すると認められたときから公庫が定めた3年以内の期間を経過しない者
 - イ 契約の履行に当たり故意に工事、製造その他役務を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
 - ロ 公正な競争の執行を妨げたとき、又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
 - ハ 契約者が契約を結ぶこと又は契約を履行することを妨げたとき。
 - 二 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
 - ホ 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。
 - へ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき。
 - ト この項（この号を除く。）の規定により競争に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人、その他の使用人として使用したとき。
 - (3) 参加申込書及びその添付書類に虚偽の記載をした者。
- 2 経営の状況又は信用度が極端に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者
 - 3 会社更生法に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続の申立てがなされている者でないこと。

以上